


別表1（助成対象物品）

(1)昇降設備として市販されている商品・製品とする。
(2)貨物自動車で荷を積み卸す作業を行う時に使用するための商品・製品とし、床面から荷台 あるいは荷の上部に安全に昇降ができるもの。
(3)中古品およびレンタル品は助成対象としない。
(4)当協会が助成対象と認めるもの。
(5)例  <p>※昇降グリップ(手すり)がある方がより安全です</p>

別表2（助成金額 等）

1台あたりの助成金額	1会員あたりの助成上限額
購入価格の2分の1(税別・千円未満切り捨て) 上限 5,000円	4万円